

# 平成25年度山梨県違反建築防止週間実施要綱

## 1 目的

本週間は、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深め、違反建築の防止を図るとともに、建築基準法が定める諸手続きの徹底を図るための取組みを実施することにより、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

## 2 期間

平成25年10月11日（金）から10月17日（木）まで

## 3 実施主体

山梨県

## 4 重点事項

- (1) 中間検査、完了検査の徹底のための啓発及び督促等
- (2) 適切な工事監理が行われるための啓発及び指導等
- (3) 違反建築物対策の徹底

平成23年度から、山梨県建築行政マネジメント計画を実施しており、(1)及び(2)を重要な課題としているため、より一層の建築基準法の実効性の確保と周知を図り、併せて完了検査を受けていない建築物に対する重点パトロールを行う。(3)については、違反建築物に対し、違反の改善指導をより一層徹底する。

## 5 実施要領

- (1) 取組み

### 違反建築防止週間の周知

ポスター、パンフレット、広報、ラジオ等を活用し、建築基準法や建築士法等の目的・規制内容及び建築のための諸手続等について周知徹底を行う。

### 中間検査及び完了検査制度の周知と各検査申請の励行

山梨県建築行政マネジメント計画において定められたとおり、工事完了検査の手続きの周知のほか、パトロールの際、工事完了予定年月日となっている建築物に対する重点パトロールを行い、中間検査及び完了検査の受検を特に促す等、各検査制度を徹底させるための取組みを行う。

### 工事監理者選定の励行

信頼できる工事監理者の選定が違反建築物あるいは欠陥建築物の発生を防止し、建築主の利益を守ることにつながることから、建築基準法・建築士法に定められた工事監理者の選定の周知徹底をパンフレットの配布等により行う。

### 建築関係団体との連携

山梨県と建築関係団体とが一体となって違反建築物の防止に資するための体制を確立し連携強化を図るため、建築関係団体への本週間への協力依頼等を積極的に働きかけることとする。

### 違反建築物の対策の徹底

違反建築物をなくすため、違反建築物の改善指導の徹底など、違反建築物対策のより一層の徹底を図る。

## (2) 一斉公開建築パトロール実施内容

### 1) 日 時

平成25年10月15日（火） 午前10時から午後3時まで

### 2) 実施対象

- 行政区域の全般にわたり、戸建住宅及び共同住宅等が密集する地域、あるいは建築活動の活発な地域等において、特に対象建築物を定めずに建築工事現場の点検に重点を置いたパトロールを行う。
- パトロールは、違反の内容として実態規定違反は当然として、中間検査及び完了検査等手続き並びに工事監理の実施状況等についても、可能な範囲で現場において確認、指示する等周知徹底を促すこととする。

### 3) 動員体制

建築関係担当職員を中心に市町村及び（社）建築士会と連携し複数の班を編成する。

### 4) 報 告

- 実施計画について、9月27日（金）までに様式1にて報告すること。
- 実施結果について、10月15日（火）午後3時10分までに様式2にて報告すること。その際、特に悪質な事例があった場合は、その概要について様式3等にて報告すること。
- 報告先

山梨県 県土整備部 建築住宅課 建築審査担当（担当：福田）

F A X：055-223-1736

電子メール：fukuda-akxw@pref.yamanashi.lg.jp